

甲府市議会「公明党」行政視察報告書

① 実施日時

令和2年7月28日（火）～30日（木）

② 視察先・視察内容

愛知県春日井市「体育館の暑さ対策について」

愛知県春日井市「サマースクールかすがいについて」

愛知県春日井市「禁煙外来治療費助成事業について」

愛知県西尾市 「パートナーシップ宣誓制度について」

愛知県西尾市 「議会基本条例について」

愛知県蒲郡市 「観光施策 竹島水族館について」

③ 参加者

「公明党」4名

（中村明彦、長澤達也、堀とめほ、植田年美）

兵道頭司議員は関東議長会出席のため不参加

④ 視察報告

実施日時 7月28日（火）

春日井市役所にて

<対応者>

春日井市教育委員会 教育総務課 課長 西野正康様

課長補佐 加藤隆一様

学校教育課 課長 大城達也様

〒486-8686 愛知県春日井市鳥居松町5丁目44

Tel 0568-85-6440 fax 0568-85-0991

●春日井市の概要

人口 令和2年4月1日現在 311,129人

議員定数 32名

春日井市は、名古屋の北東部に位置し市域面積は92.78km²。東部は良好な自然環境に恵まれた丘陵地で岐阜県と隣接し、南側は庄内川を挟んで名古屋市に隣接している。主要国道、JR線、名鉄小牧線、愛知県環状鉄道など交通の便も良く、主要道路も整備されている活気に満ちた都市の感があった。

最初に、公務多忙な中、春日井市議会 議長 友松孝雄様の歓迎のご挨拶をいただいた。

(1) 春日井市「体育館の暑さ対策について」

(換気設備・スポットクーラー)

酷暑の中、愛知県内で平成30年7月児童1名が熱中症で命を落とすという悲しい事件があり、児童生徒の命を守る必要性から、迅速な暑さ対策事業、特に未整備だった体育館における環境整備の検討が始まった。

空調機の設置には、多額の予算と長期間の工事が必要となることから、川崎市の事例を参考に情報収集をした。平成30年7月の西日本豪雨における避難所でのスポットクーラー設置も参考にすると、換気設備とスポットクーラーの整備が検討された。

- ・有圧換気扇の設置
- ・エアー搬送ファンの設置（涼感）
- ・スポットクーラーの設置（涼風）

小中学校全52校に、令和元年度～2年度で完了。

温度差は3℃から7℃と測定された。

次に、ランニングコストについて質問させていただいた。

電気使用料金や修理メンテナンスについて。

10V電源で、夏の期間だけなので負担は全館空調に比べれば、少ないと考えられる。

災害時の避難所における暑さ対策、新型コロナウイルス感染症対策の換気としても使用が可能であることから、本事業は環境改善に極めて有効な手段であるとの結論となった。

以下 別紙（1）参照

(2) サマースクール かすがい

(夏休み中の放課後児童クラブの拡充について)

～夏休み期間中、子どもたちが安全安心に過ごせる居場所
の拡充～

担当課 教育委員会学校教育課

課長 大城達也様

春日井市の放課後児童クラブの半数以上が定員を満たしており、子ども教室はミニ学童の状況になっていた。そこで、令和元年度に小学校5校で「サマースクールかすがい」を実施。好評を得て2年度は10か所の小学校の教室等を会場に実施。(予定)

- ・内容 夏休み期間中の月曜日から金曜日の午前8時から午後4時30分。子供するとともに、普段関わりの少ない他学区から来る児童や、学年の異なる児童との交流による子どもの成長を図る目的で、午前中は宿題や読書、工作、外遊び、午後から自由遊びなどをして過ごす。
- ・財源は、子ども教室の補助金を活用。
- ・スタッフは、給食の職員等、会計年度の職員等。

・感想 子どもたちの放課後児童クラブの夏季限定利用の空き不足という深刻な問題に対応する施策で、保護者にとっても大変ありがたい子どもの居場所づくりになったと考えられる。春日井市では、利用の可否を問わず、申し込み者全員にアンケート調査を行い、その結果、多くの方から「実施場所を拡充してほしい」など好評だったため、令和2年度の拡充につながったとの事。

夏休み期間中の安全、安心な居場所を確保することは大変重要である。毎日、楽しく通えるためには、春日井市のようにスタッフの確保と教室等の開放が必須であるが、甲府市では教育部と子ども未来部の管轄の違いが障害になる可能性が今後の課題だと感じた。

資料（2）参照

(3) 禁煙外来治療費助成事業

<対応者>

健康福祉部 健康増進課 課長 平尾博美様

同課 保険担当主査 欄穂高様

喫煙や受動喫煙による健康被害のないまちの実現に向けて、喫煙にチャレンジする市民を支援するため、公的医療保険が適用される禁煙外来治療に要する費用の一部を助成する事業を行っている。

・対象者は、治療開始前に事前届け出を提出し、治療完了日までの間市内に住所を有し、6か月以内に完了しなければならない。

途中で治療を中止した場合、助成金は交付されない。助成は1人1回限り。

・助成金額は禁煙外来治療に要した費用の2分の1（上限1万円）

2020年4月1日～2023年3月31日までの当該事業は、健康都市宣言を行った春日井市をはじめ、愛知県内で4市が実施を始めた。

周知の方法の一つに、母子手帳交付時や特定検診時にチラシを渡し案内をされているとの事、市民の健康を守る施策として大変参

考になった。

資料（3）参照

視察報告書

実施日時 7月29日(水)

西尾市役所にて

<対応者>

西尾市 議会事務局議事課 主任主査 守山 秀樹様

〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田2番地

TEL0563-65-2182 fax0563-54-0311

●西尾市の概要

人口 令和2年4月1日現在 172,114人

議員定数 32名

西尾市は、愛知県の南に位置し、東は木曾山系支脈の山々を背に、北から西にかけて矢作川の清流に囲まれ、南に三河湾国定公園を望み広々とした地形に恵まれている。温暖な気候で果樹や高級茶の栽培が行われている。

歴史も6万石の城下町として栄え、明治以降、東海道本線の開通、岡崎との間に鉄道開通など今日まで、次々と大型企業の立地もあり工業化への方向をたどりながら、調和のとれた

文化都市として発展を続けている。

(1) 西尾市 「パートナーシップ宣誓制度について」

西尾市 市民部地域つながり課 課長 永山広治様

主査 大竹祐佳子様

主事 黒野真衣様

一方または双方が性的少数者であるお二人が継続的な共同生活を行うために、お二人のパートナーシップ関係を認めることで、性的少数者の方が抱える様々な不安や困難を少しでも解消することを目的に「パートナーシップ宣誓制度」を導入した。

2019年9月、愛知県下初の制度創設。中村市長が先進的に取り組まれ、実現したとのこと。多様性が輝く共生社会をめざしている西尾市の姿勢に学ぶ点は大きいと感じた。

市民の反応は、市長との懇談会(出張！市長どこでもトーク)では、市民意識の醸成がされてないため時期尚早ではとの意見もあったようだが市民会議では賛成意見が多くあったようだ。

制度の周知と意識の醸成については、「LGBTに関する啓発チラシ」の作成、「西尾市オリジナルALLシンボルマーク募集」、「啓発グッズの作成」市職員を対象とした「LGBT職員研修」を実施するなど制度導入に伴い市民や職員へ向けて啓発を行ったとのことだった。

パートナーシップ宣誓制度により、市営住宅の入居条件をはじめ、みんなが幸せになる制度との考え方が基本にあり、今後は広域的に拡がる状況もあり期待ができる。

別紙参照

(2) 議会基本条例

<対応者>西尾市議会事務局 主任主査 森山秀樹様

議会基本条例成立から5年。要綱の精査を行い続けている。特徴は、細部にわたって検討をしたこと。理念の実現のために先進事例にとらわれず、実施できる方法を検討する。議論を尽くしても全会一致とならない場合は、採決の方法によること。実現可能なものから、速やかに実施するように努めること。等々、大変参考になった。

反問権の実施にあたっては、質問を市政に活かすための建設的な議論の範囲とすることや、質問の論点及び争点を明確にするための議員への質問、質問の指摘に対する意見が述べられるようになっている。

同じく、反論権についても明確なルールを掲げ意見を述べられるようになっている。

更には、議会報告会の内容も、具体的に定められている。

この他にも、I pad 導入、ペーパーレス化も推進されている。

また、議員間の考え方に温度差もあったがアドバイザーをつけるなど工夫されたとのことだった。

別紙参照

視察報告

実施日時 7月30日(木)9時～

竹島水族館

〒443-0031 愛知県蒲郡市竹島町1-6

Tel 0533-68-2059 fax 0533-68-3720

●蒲郡市の概要

人口 令和2年4月1日現在 80,037人

議員定数 20人

蒲郡市は、愛知県の東南部に位置し、三河湾に面し、赤石山脈に囲まれた盆地で海岸線に沿って市街地が形成されていて、観光地として大変めぐまれた町である。

(1) 竹島水族館について

「蒲郡で一日遊んじゃおう」とのフレーズのもとに水族館の近くには「生命の海科学館」や「蒲郡市博物館」「海辺の文学記念館」「竹島ファンタジー館」などがある。特徴的なことは、「大人も子どもも笑顔になれる水族館」とし、深海生物展示数は日本一で、アシ

力のショーも様々な工夫をされていて、人気を集めていた。

感動的だったのは、展示の説明のポップも手作りで、職員さんの熱い情熱を感じるものだった。市が単独で運営している施設で派手さはないが、心を打つ暖かさを感じた。触れる展示も多く、根強い人気がある施設のご努力が確認できた。





西尾市視察の状況



西尾市議会議場にて



春日井市役所にて



蒲郡市竹島水族館

禁煙外来治療費助成

ページID 1019789 更新日 令和2年6月1日

禁煙外来治療費助成のご案内

市では、喫煙や受動喫煙による健康被害のないまちの実現に向けて、禁煙にチャレンジする市民を支援するため、公的医療保険が適用される禁煙外来治療に要する費用の一部を助成します。

対象者

次の要件を全て満たしている方

- ・ 治療開始前に健康増進課に事前届出をしている方
- ・ 事前届出日から治療完了日までの間、市内に住所を有する方
- ・ 過去に春日井市の禁煙外来治療費助成を受けたことがない方(助成は1人1回限り)
- ・ 公的医療保険が適用される所定の治療過程を事前届出日から6か月以内に完了した方(途中で治療を中止した場合、助成金は一切交付されません。)

助成金額

禁煙外来治療に要した費用(自己負担額。薬剤費を含む。)の2分の1(上限1万円)

※100円未満は切り捨て

手続方法

申請に必要な物

治療開始前に健康増進課に事前届出書を提出してください。

禁煙の意思や治療途中の保健師の関わりなどについて確認するため、原則、治療を受けられる本人が窓口にお越しください。

【必要な物】

- ・ 禁煙外来治療費助成事業事前届出書(第1号様式)
- ・ 印鑑(朱肉使用印)
- ・ 健康保険証など本人確認ができるもの

治療の実施

医療機関に受診の予約を行い、治療を開始してください。

治療は、概ね3か月間で5回受診します。

全ての領収書の原本、明細書(医療機関・薬局)は大切に保管してください。
途中で治療を断念した場合、助成金は交付されませんのでご注意ください。

助成金の交付申請

治療完了後、健康増進課で交付申請の手続きを行ってください。
交付申請は、事前届出日から6か月以内に行ってください。

【必要な物】

- ・禁煙外来治療費助成金交付申請書(第2号様式)
- ・禁煙外来治療費助成金交付請求書(第5号様式)
- ・禁煙治療に要した費用が確認できる領収書と明細書(医療機関・薬局)
- ・印鑑(朱肉使用印)
- ・本人確認ができるもの(運転免許証など)
- ・振込先が分かるもの(申請者名義の預金通帳など)

添付ファイル

[禁煙外来治療費助成金交付事業チラシ及び概要 \(PDF 1.4MB\)](#)

[禁煙外来治療費助成金交付要綱 \(PDF 135.6KB\)](#)

[\(第1号様式\)禁煙外来治療費助成事業事前届出書 \(Word 44.5KB\)](#)

[\(第2号様式\)禁煙外来治療費助成金交付申請書 \(Word 44.5KB\)](#)

[\(第5号様式\)禁煙外来治療費助成金交付請求書 \(Word 39.0KB\)](#)

関連情報

[禁煙サポーターズ\(禁煙支援医療機関データベース\) \(外部リンク\)](#)

このページに関するお問い合わせ

健康福祉部 健康増進課

電話：0568-85-6166

健康福祉部 健康増進課へのお問い合わせは専用フォームをご利用ください。

禁煙するなら、今がチャンス!

禁煙外来治療費を

最大 **10,000** 円 助成します

助成期間 2020年4月1日～2023年3月31日

- 治療開始前に、市に届出が必要です。
- 予算に限りがあるため、定員になり次第終了する場合があります。



禁煙外来治療費助成のご案内

春日井市では、喫煙や受動喫煙による健康被害のないまちの実現に向けて、禁煙にチャレンジする市民を支援するため、公的医療保険が適用される禁煙外来治療に要する費用の一部を助成します。

対象者

次の要件を全て満たしている方

- 治療開始前に健康増進課に事前届出を行い、確認事項に同意した方
- 事前届出日から治療完了日までの間、市内に住所を有する方
- 過去に春日井市の禁煙外来治療費助成を受けたことがない方（助成は1人1回限り）
- 公的医療保険が適用される所定の治療過程を事前届出日から6か月以内に完了した方（途中で治療を中止した場合、助成金は一切交付されません。）

助成金額

禁煙外来治療に要した費用（自己負担額。薬剤費を含む。）の2分の1（上限1万円）
※100円未満は切り捨て

手続方法

事前届出

治療開始前に健康増進課に事前届出書を提出してください。
禁煙の意思や喫煙状況などについて確認するため、原則、治療を受けられる方本人が窓口にお越しください。
【必要な物】禁煙外来治療費助成事業事前届出書（第1号様式）、
印鑑（朱肉使用印）、健康保険証など本人確認ができるもの

治療の実施

医療機関に受診の予約を行い、治療を開始してください。
治療は、概ね3か月間で5回受診します。
全ての領収書の原本、明細書（医療機関・薬局）は大切に保管してください。
途中で治療を断念した場合、助成金は交付されませんのでご注意ください。

助成金の 交付申請

治療完了後、健康増進課で交付申請の手続きを行ってください。
交付申請は、事前届出日から6か月以内に行ってください。
【必要な物】
・禁煙外来治療費助成金交付申請書（第2号様式）
・禁煙外来治療費助成金交付請求書（第5号様式）
・禁煙治療に要した費用が確認できる領収書と明細書（医療機関・薬局）
・印鑑（朱肉使用印） ・健康保険証など本人確認ができるもの
・振込先の分かるもの（申請者名義の預金通帳など）

※申請書類は市ホームページからダウンロードできます。

問い合わせ先

春日井市健康増進課 電話:0568-85-6164
〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地



詳しくは [春日井市 禁煙治療助成](#)

[検索](#)

甲府市議会「公明党」視察資料

議会基本条例について

令和2年7月29日（水）午後2時

西尾市役所 6階 第2委員会室

議会基本条例について

・制定に向けた理念

■議会改革に向けた検討にあたっての理念

西尾市議会は、市民の代表として、その負託と信頼に応え、常に西尾市全体を考慮した大局的な視点から意思決定するとともに、身近で開かれた議会や、民意や衆知を集め行動する議会の実現を目指し、以下のとおり議会改革に向けた検討を行う。

1. 常に検討にあたっては理念の実現を目指すこと。
2. 各検討事項については、実施することを前提に協議し、実施方法については、先進事例にとらわれず、西尾市議会で実施できる方法を検討すること。
3. 協議にあたっては、互いの意見を尊重し、譲れる部分は譲り、論点を明らかにした上で建設的な議論に努め、全会一致を目指すこと。
4. 議論を尽くしても全会一致とならない場合は採決の方法によること。
5. 実現可能なものから、速やかに実施するように努めること。
6. 検討事項の追加に際しては、部員は事前に資料を揃えて部会長に提案し、部会は次の部会でその報告をし、適宜協議すること。また、所属部員以外の議員からも提案できるものとする。
7. 検討部会にあたっては協議に入る前に、検討項目に対するすべての部員の認識を明らかにすること。
8. 部員は、少なくとも所属部会における検討事項について、各自で調査研究を進めること。

・制定の経過（策定プロセス）、効果、課題

視察資料3～4ページのとおり

・反問権、反論権の付与について

1. 反問権

反問…本会議等における議員の質疑又は質問に対し、内容及び趣旨の確認並びに論点及び争点を整理し明確化を図るため、市長等が議員に質問または反対の意見を述べることをいう。

反問の実施…議長等は、市長等から次に掲げる反問の申出があったときは、これを許可することができる。ただし、いずれも質問を市政に活かすための建設的な議論の範囲とする。

①質問に対する趣旨、内容、根拠等の確認

- ②質問の論点及び争点を明確にするための議員への質問
- ③質問の指摘に対する意見

2. 反論権

反論…本会議等における議員からの条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案に対する趣旨の確認並びに論点及び争点を整理し明確化を図るため、市長等が議員に質問又は反対の意見を述べることをいう。

反論の実施…議長等は、市長等から次に掲げる反論の申出があったときは、これを許可することができる。ただし、いずれも条例提案等の採否を検討するための建設的な議論の範囲とする。

- ① 条例提案等に対する趣旨、内容、根拠等の確認
- ② 条例提案等の論点及び争点を明確にするための議員への質問
- ③ 条例対案等に対する意見及び反論

・議会報告会の内容について

視察資料4ページのとおり

・策定に伴う市民の反応

- ・市民からの意見を聴取するため、パブリックコメントを平成28年6月1日～平成28年6月30日に実施しましたが、市民からの意見はありませんでした。
- ・議会報告会で参加した市民の方にアンケートを実施しました。その主な意見は以下のとおりです。

「是非継続をして開かれた議会の実現をしてほしい」

「引き続きこのような場を市民に開いてもらいたい」

「市民と本音で意見交換する場にしてほしい」

「身近な議員（議会）になってほしい」

「市民と議会の距離をもっと縮めてほしい」

「行政が行う住民参加とは違う視点の参加が具体化できるよう期待する」

「今後も開かれた議会に向けて頑張ってもらいたい」

「市民の意見を汲み上げる機会にしてほしい」

西尾市議会基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 議会の活動原則（第4条—第6条）
- 第3章 議員の活動原則（第7条—第11条）
- 第4章 議会運営（第12条—第15条）
- 第5章 議会と市長等との関係（第16条—第19条）
- 第6章 市民と議会との関係（第20条—第24条）
- 第7章 議会の体制整備（第25条—第27条）
- 第8章 災害時の対応（第28条）
- 第9章 補則（第29条）

附則

社会情勢が目まぐるしく変化する今日、自治体における議会は、多様な市民の意見を集約して自治体の意思とし、自治決定権を行使する機関として、大きな役割と責任を負っています。

議会がその役割と責任を果たすためには、二元代表制の一翼を担う存在として市長と互いに善政を競い合いながら、より一層「市民に開かれた議会」として合議体の特性を最大限に発揮していく必要があります。

西尾市議会は、市民を代表する唯一の議事機関としての責務を自覚し、市民からの負託と信頼に応えるため、議員相互の自由闊達な議論を展開しながら市民の声や市政の論点を明らかにし、政策立案及び提言を活発に行っていくとともに、市民への情報公開及び市民との情報共有に積極的に努めることをここに決意します。

矢作川の清流と郷土の山、波静かな三河の海に抱かれた、歴史と伝統ある西尾市のさらなる発展のため、議会のあるべき姿を明らかにし、議会の最高規範としてこの条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会の基本原則を定め、西尾市議会（以下「議会」という。）が担うべき責務を明らかにするとともに、西尾市民全体の福祉向上を実現し、もって民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、市政における最高の意思決定機関として、議論に基づきその権限を行使し、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。

2 議会は、議会及び市長の二元代表制の下、市民の代表として、自覚と誇りを持って、その負託と信頼に応えるものとする。

（最高規範性）

第3条 議会及び議員は、議会における最高規範であるこの条例を遵守するものとし、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

2 議会は、議会に関わる法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例の趣旨に照らして判断するものとする。

第2章 議会の活動原則

（議会の責務）

第4条 議会は、「市民に開かれた議会」として市民の負託に応え、その責務を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性を重視し、議会を運営すること。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、議論に反映すること。
- (3) 議会の審議及び活動の情報を積極的に公開し、市民に対する説明責任を果たすこと。
- (4) 市政の論点を明らかにし、政策提案及び政策立案に努めること。

(5) 適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。

(6) 議会機能の強化、議員能力の向上、市民参加の促進をはじめとする議会の活性化に向けた改革を推進すること。

(議長の責務)

第5条 議長は、議会を代表し、その秩序を保持し、公正で民主的かつ効率的な議会運営に努めるものとする。

(議決責任)

第6条 議会は、市民の意思の反映に努め、その議決責任を深く認識するとともに、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政の運営状況を監視し、及び評価しなければならない。

第3章 議員の活動原則

(議員の責務)

第7条 議員は、市の意思決定を担う議会の一員としての責務を果たし、公正かつ誠実に職務を遂行するため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(1) 議員は、議会において積極的な議論を行い、市民の負託に応える市の意思決定を行う。

(2) 議員は、市民の意見を的確に把握し、議会活動、政策提言等に反映するよう努めなければならない。

(3) 議員は、市民に対して、積極的な情報発信を行わなければならない。

(4) 議員は、市民全体の福利向上のために活動しなければならない。

(議員の態度及び姿勢の公表)

第8条 議会は、最も重要視すべき議員固有の権限である表決について、市民に対して情報公開し、説明責任を果たすために、個別議案並びに請願及び陳情に対する各議員の態度や姿勢を公表するものとする。

(会派)

第9条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策、理念、目的等を同じくする議員で構成し、活動するものとする。

3 会派は、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。

(政務活動費)

第10条 会派又は議員（以下「会派等」という。）は、政策形成能力の向上等を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究及び政策提言を行うものとする。

2 議長は、政務活動費の公正性及び透明性を確保するため、会派等から議長に提出される報告書を公開するものとする。

3 会派等は、前項の規定により提出する報告書について、自ら説明責任を果たすよう努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(議員研修)

第11条 議会は、議員として求められる能力のさらなる向上によって、市民の負託によりよく応えるため、議員研修会を実施し、充実に努めるものとする。

2 議会は、研修の効果をより一層高め、議会全体の機能向上を図るため、議員による研修内容の発表、情報共有及び意見交換する場を設定するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、議員研修の運営について必要な事項は、別に定める。

第4章 議会運営

(議会運営の原則)

第12条 議会は、市民に分かりやすく、十分な議論を尽くし合意形成に努め、円滑で効率的な運営を行うものとする。

(委員会活動)

第13条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、その専門性を活かし、社会経済情勢等により生じる行政課題に迅速かつ的確に対応できるよう、政策課題の抽出及び政策形成機能の強化に積極的に努めるものとする。

2 委員会は、議会の閉会中においても、所管する事務についての調査研究を積極的に行うよう努め

るものとする。

(議員間討議)

第14条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議会意思の形成に向けて議員相互間の議論を尽くすように努めるものとする。

2 議長及び委員長は、議員間の討議を尊重し、公平な運営に努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、議員間討議について必要な事項は、別に定める。

(参考人制度及び公聴会制度の積極的活用)

第15条 議会は、本会議及び委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の議論に反映させるよう努めるものとする。

第5章 議会と市長等との関係

(一問一答方式の実施)

第16条 議会の代表質問及び一般質問は、市政運営上の論点を明確にするため、一問一答方式で行うものとする。

(閉会中の文書質問)

第17条 議会は、閉会中においても、市長等に対し、必要に応じて文書による質問をすることができるものとする。

2 前項に定めるもののほか、文書質問について必要な事項は、別に定める。

(反問権及び反論権の付与)

第18条 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑、質問、提案等に対して論点を明確にするため反問することができる。

2 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員又は議会による条例の提案、議案の修正、政策提案その他意見の表明に対して反論することができる。

3 市長等による反問又は反論が、論点を明確にし、議論を深める範囲を超えて行われると判断される場合には、議長又は委員長は発言の差し止め又は取り消しを命ずることができる。

4 前3項に定めるもののほか、反問及び反論について必要な事項は、別に定める。

(市長等主催審議会等への参加の制限)

第19条 議会は、法令、条例等で定めるものを除き、原則として市長等主催審議会等の委員に議員を選任しないものとする。

第6章 市民と議会との関係

(市民との関係)

第20条 議会は、広く市民の声を聴くとともに、市民に対して積極的に情報を提供し、情報の共有化を図り、説明責任を果たすものとする。

(議会報告会)

第21条 議会は、市民に対して議案の審議、議決の内容等の報告並びに市政の情報提供及び意見交換のため、議会報告会を開催するものとする。

2 前項に定めるもののほか、議会報告会について必要な事項は、別に定める。

(一般会議)

第22条 議会は政策的な情報及び意見を交換するため、議会が必要と認める場合は、一般会議を開催するものとする。

2 前項に定めるもののほか、一般会議について必要な事項は、別に定める。

(広報等の充実)

第23条 議会は、市民に開かれた議会の実現のため、議会の活動に関する情報並びに議会における議論の経過、内容及び結果について、多様な媒体を用いて広報広聴に努めるものとする。

(会議の公開)

第24条 議会は、原則として本会議、委員会、全員協議会及び部会を公開するものとする。

第7章 議会の体制整備

(議会事務局の強化と活用)

第25条 議会は、議事運営の円滑化並びに政策形成機能及び政策立案機能の向上を図るため、議会事務局の組織体制を整備し、立法機能及び法務機能の充実に努めるものとする。

(議会図書室の充実と積極的活用)

第26条 議会は、市長等とは異なる見地から独立した情報源を持ち、議員の政策立案能力及び行政監視能力の向上を図ることを目的とし、議会図書室の充実を図るものとする。

2 議会図書室は、誰もが利用できるものとする。

(情報通信技術の活用)

第27条 議会は、その機能を向上させるため情報通信技術を積極的に活用するものとする。

第8章 災害時の対応

(災害時の業務継続)

第28条 議会は、災害時において迅速かつ適切に対応するための組織体制の確立に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、災害時の業務継続について必要な事項は、別に定める。

第9章 補則

(検証と見直し)

第29条 議会は、この条例の目的が達成されているかについて常に検証し、必要に応じて議会に関する条例等の見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。